

北陸地方整備局建政部
記者発表

配布日時	平成29年5月11日
取り扱い	15時30分 解禁

建設業者に対する監督処分について

国土交通省北陸地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

建設業者名及び許可番号	代表者氏名	所在地
川田工業株式会社 国土交通大臣許可（般・特-26）第2915号	川田 忠裕	富山県南砺市 苗島4610番地

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

（1）停止を命ずる営業の範囲

中部地方整備局管内における鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

（注1）「鋼構造物工事業に関する営業」とは、注文者から鋼構造物工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

（2）期間

平成29年5月26日から平成29年6月1日までの7日間

3. 処分理由

川田工業株式会社の元名古屋営業所長は、平成28年3月上旬頃、中部地方整備局岐阜国道事務所の元建設監督官に対し、「平成27年度東海環状高田南高架橋鋼上部工事」等の落札業者が提出した技術提案書が欲しい旨の依頼をし、もって職務上知ることのできる秘密を漏らす行為をそそのかしたとして、平成28年12月9日、名古屋簡易裁判所から国家公務員法違反により罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

発表記者クラブ	問い合わせ先
（新潟県）新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ （富山県）富山県政記者クラブ （石川県）石川県政記者クラブ	北陸地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 辺見 （内線6119） 計画・建設産業課長補佐 青木 （内線6142） Tel 025(370)6571 FAX 025-280-8746